

宮代町空家等除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災、衛生、景観その他の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等又は活用が困難な空家等の除却を促進し、町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、町の区域に存する空家等の除却に要する費用に対し、予算の範囲内で宮代町空家等除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。

2 この要綱において「特定空家等」とは、空家法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

3 この要綱において「管理不全空家等」とは、空家法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、特定空家等又は管理不全空家等とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等の所有者又はその相続人（包括受遺者を含む。）である個人とする。

2 補助対象者が複数いるときは、これらの者全員の同意を得た代表者とする。ただし、全員の同意を得ることが困難であるときは、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）を提出することで、当該同意を得ずに補助対象者としてすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者と

しないものとする。

(1) 空家法第13条第2項又は空家法第22条第2項の規定による勧告を受けている者

(2) 町税を滞納している者

(3) 宮代町暴力団排除条例(平成25年宮代町条例第19号。以下「条例」という。)

第2条第1項第2号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象空家等の全てを除去し、その土地を更地にする工事とする。

2 補助対象事業に係る工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による登録を受けた法人又は個人(以下「事業者」という。)により施工されなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助対象事業としないものとする。

(1) 国又は地方公共団体等から当該補助対象事業に対して他の補助金の交付を受けているとき。

(2) 当該補助対象空家等が事業に公共事業による移転、建替え等の補償対象となっているとき。

(3) 施工する事業者が、条例第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条第1項第2号に規定する暴力団員であるとき。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものの合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。

(1) 主たる建築物の躯体、屋根材、内外装材、建築設備等の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費

(2) 基礎、杭、排水管、桝、電線管、給水管その他の主たる建築物に係る地下埋設

物の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費

(3) 塀、門扉、門柱、車庫、カーポート、物置、植栽その他の主たる建築物に附属する工作物の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費

(4) 庭石、簡易に施工された物置その他の土地に定着していない残置物の撤去及び処分に係る経費

(5) 前各号の解体撤去工事後の当該敷地の埋め戻し及び最低限の整地に係る経費（舗装に係る経費等を除く。）

(6) 解体撤去工事に必要な仮設工事に係る経費

(7) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、15万円を限度額とする。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮代町空家等除却補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別日定める期限までに町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象空家等の位置図

(2) 補助対象空家等の現況写真

(3) 補助対象事業に係る見積書の写し

(4) 第4条第2項に規定する代表者にあつては、紛争等が生じた場合の誓約書又は除却等に係る同意書（様式第3号）

(5) 宮代町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（令和6年宮代町規則第34号。以下「細則」という。）第6条に規定する管理不全空家等認定書の写し又は細則第7条に規定する特定空家等に係る改善措置助言・指導通知書の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、申請書の提出があつたときは、補助金等の交付の可否を決定し、宮代町空家等除却補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に

通知するものとする。

(変更等申請)

第10条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業を変更又は中止しようとするときは、宮代町空家等除却補助金変更等申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果について、宮代町空家等除却補助金変更等決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第11条 町長は、交付決定者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) その他町長が不適當と認めたとき。

2 町長は、既に補助金の交付がなされている場合であっても、前項各号に該当するときは、宮代町空家等除却補助金返還命令書（様式第7号）により、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業を完了したときは、当該事業の完了後30日以内又は当該事業の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、宮代町空家等除却補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る契約書の写し

(2) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し

(3) 補助対象事業に要した費用についてその経費の内訳を示す書類

(4) 補助対象事業の完了後の写真

(5) 産業廃棄物管理票の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、規則第14条の規定に基づきその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに宮代町空家等除却補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、宮代町空家等除却補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（書類等の保管）

第15条 交付決定者は、補助対象事業完了後、規則第19条の規定により整備した書類及び帳簿等を、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。